

## 平成 31 年度 小諸市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

平成 31 年 4 月 1 日作成

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定により、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

### 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める施設

- ① 就労移行支援施設
- ② 就労継続支援施設（A 型・B 型）
- ③ 生活介護施設
- ④ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ⑤ 小規模作業所

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める、障がい者を多数雇用している事業所

- ① 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障がい者多数雇用事業所（次のア～ウの要件をすべて満たすもの）
  - ア 障がい者の雇用者数が 5 人以上
  - イ 障がい者の割合が従業員の 20 パーセント以上
  - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30 パーセント以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ②在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

## 5 調達の対象品目

### (1)物品

- ①食品類（豆腐、みそ、漬物、焼き菓子等）
- ②農作物等（野菜、草花、種苗等）
- ③雑貨・小物（雑巾、マスコット等）
- ④その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

### (2)役務

- ①清掃
- ②草刈り、花壇整備
- ③軽作業（紙折り、封入、組立て等）
- ④その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達の推進方法

- (1)市は、障がい者就労施設等からの物品等調達方針を毎年度作成し、調達実績や調達予定を勘案の上、年度ごとに障がい者就労施設等からの調達目標を設定する。
- (2)市は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき各機関に対して優先調達を依頼する。
- (3)各機関は、地方自治法施行令及び市財務規則等に定める随意契約も活用し、障がい者就労施設等からの調達を推進する。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1)市は、調達方針を作成し、又は見直したときは、市ホームページ等で速やかに公表する。
- (2)市は、当年度の調達実績を翌年度の5月末までに取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

## 8 調達目標

平成31年度の調達目標は、平成30年度における障がい者就労施設等からの調達実績見込みを踏まえ、5,200千円とする。

## 9 所管する事務等

- (1)総務部財政課 調達方針及び調達実績の作成・公表、調達の推進等に関する  
こと。
- (2)保健福祉部厚生課 障がい者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等  
の情報収集等に関すること。